

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が延長される旨の発表がありました。

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

1. 特別措置の適用

延長対象地域	【岩手県】 大船渡市
--------	---------------

※令和7年2月発生 of 岩手県大船渡市の山林火災に関する災害救助法の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有する自動車（以下「災害復旧等車両」という）については、対象地域および使用の本拠にかかわらず、被災地において救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行う場合、適用地域と同様に特別措置の適用が可能です。

2. 特別措置の具体的な内容

（1）継続契約の締結手続の猶予

〔検査対象車〕

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2025年2月26日から2025年4月2日までの自動車に付保された保険契約であり、2025年2月27日から2025年4月3日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2025年4月3日を限度として猶予します。

〔検査対象外車〕

2025年2月26日から2025年4月3日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2025年4月3日を限度として猶予します。

※適用する車両が災害復旧等車両である場合、公的機関が発行する書面が必要です。

（2）継続契約の保険料払込みの猶予

2025年2月26日から2ヵ月後の末日（2025年4月30日）までにご契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みについては、2ヵ月後の末日（2025年4月30日）を限度として猶予します。

対象		使用の本拠	車検期間の延長	契約手続猶予	保険料払込猶予
車検対象車	- 災害救助法適用地域内に居住するご契約者 - 今回の災害等で被災されたご契約者 - 今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 - 今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 - その他弊社が適用妥当と判断	車検延長対象地域内	有	○ 2025年4月3日まで	○ 2025年4月30日まで
		車検延長対象地域外	無	×※	

	する方				
	上記以外	車検伸長 対象地域 内	有	○ 2025 年 4 月 3 日 まで	
		車検伸長 対象地域 外	無	×※	×※
車検 対象 外車	・ 災害救助法適用地域内に居住 するご契約者 ・ 今回の災害等で被災されたご 契約者 ・ 今回の災害等で被災した保険 会社、代理店・扱者の取扱う ご契約者 ・ 今回の災害等の復旧に派遣さ れた警察、自衛隊、電力会社 等の職員 ・ その他弊社が適用妥当と判断 する方	—	—	○ 2025 年 4 月 3 日 まで	○ 2025 年 4 月 30 日まで
	上記以外	—	—	×※	×※

※災害復旧等車両は、対象地域および使用の本拠にかかわらず手続猶予・払込猶予いずれも適用可能となります。